解散公告（第三回）

調布駅南口東地区市街地再開発組合は、平成二十八年三月二日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都調布市小島町二丁目四五番地七

調布駅南口東地区市街地再開発組合

代表清算人　瀧柳　嘉市

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十八年三月三十一日、総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

大阪府堺市堺区南瓦町三番一号

堺市土地開発公社

代表清算人　七野　正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十七日大阪市の認可を得て理事の三分の二以上の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

大阪市東成区深江南三丁目七番二九号

社会福祉法人東生会

清算人　川田　長嗣

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年七月二十三日開催の組合会の議決により平成二十八年三月三十一日で解散したので、当組合に債権を有する者は、平成二十八年九月三十日迄にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

兵庫県神戸市兵庫区中之島一丁目一番一号

神戸中央卸売市場国民健康保険組合

代表清算人　幣　富士雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

山口県山口市宝町二番八四号

山口県トラック厚生年金基金

代表清算人　三浦　克己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年二月八日佐賀県の認可を得て理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月九日

佐賀県神埼市千代田町渡瀬二二六六番地

学校法人和光学園

清算人　片江　智晃

公益信託晒屋孫人奨学基金終了の公告

一、事業概要

本公益信託は魚津市に居住する者で魚津市立中学校を卒業し、かつ富山県内の高等学校に在学する生徒で、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的な理由から、修学が困難な者に対し、奨学助成を行い、もって青少年の健全育成と社会有用の人材を育成するという所期の目的が達成されたため、信託行為に則り、残余財産については地方公共団体に寄附して終了するもの。

二、寄附先及び寄附金額

魚津市教育委員会　一三五、七八四円

三、財産目録（平成二十八年三月四日現在）

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

本公益信託は平成二十七年度をもって信託財産が消滅したことにより平成二十八年三月四日終了した。

平成二十八年五月九日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託晒屋孫人奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市浜勝浦一一三番地、最後の住所千葉県勝浦市浜勝浦四九三番地　市営住宅浜勝浦みなと団地第二―二―五号

被相続人　亡　髙田　佳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

事務所千葉県茂原市鷲巣二九五番地八

相続財産管理人　司法書士　麻生　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市琴田三〇一四番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　伊藤　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字石ノ上五三四番地、最後の住所栃木県小山市大字石ノ上四七一番地二

被相続人　亡　塚田　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都中央区京橋三丁目六番一号秋葉ビル六階小宮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里六丁目六八〇番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里六丁目五〇番六号

被相続人　亡　鈴木　彰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大島町岡田三番地、最後の住所東京都大島町岡田字新開一六番

被相続人　亡　小坂　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区枝川二丁目六番地、最後の住所東京都江東区枝川二丁目一四番五号

被相続人　亡　大竹　幸生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市松木八〇番地七、最後の住所東京都八王子市松木八〇番地七　一―五〇二

被相続人　亡　大川　裕幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子